

生徒・保護者の皆様へ

高等学校等就学支援金のお知らせ

制度の趣旨

私立高校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減いたします。

※ 国の法律に基づく全国一律の制度として、平成22年4月1日より開始されました。

支給対象者

東京都内にある、以下の学校及び課程に在学する方が対象となります。

- ◆ 私立高等学校（全日制課程・定時制課程・通信制課程）
- ◆ 私立中等教育学校の後期課程 ※専攻科及び別科は制度の対象外です。
- ◆ 私立特別支援学校の高等部
- ◆ 私立高等専門学校 ※第1学年から第3学年までに限ります。
- ◆ 私立専修学校高等課程など ※別途文部科学省令で定められる学校です。

※ 過去に高等学校を既に卒業している方は、支給対象となりません。

支給額

保護者の所得、及び生徒が学校に在籍した月数に応じ、以下の金額の就学支援金が、生徒に代わり学校に対して支払われます。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

学校は、受領した就学支援金を授業料の一部に充てることとなりますが、その方法（授業料がいつから減額されるのか、など）は、学校により異なります。

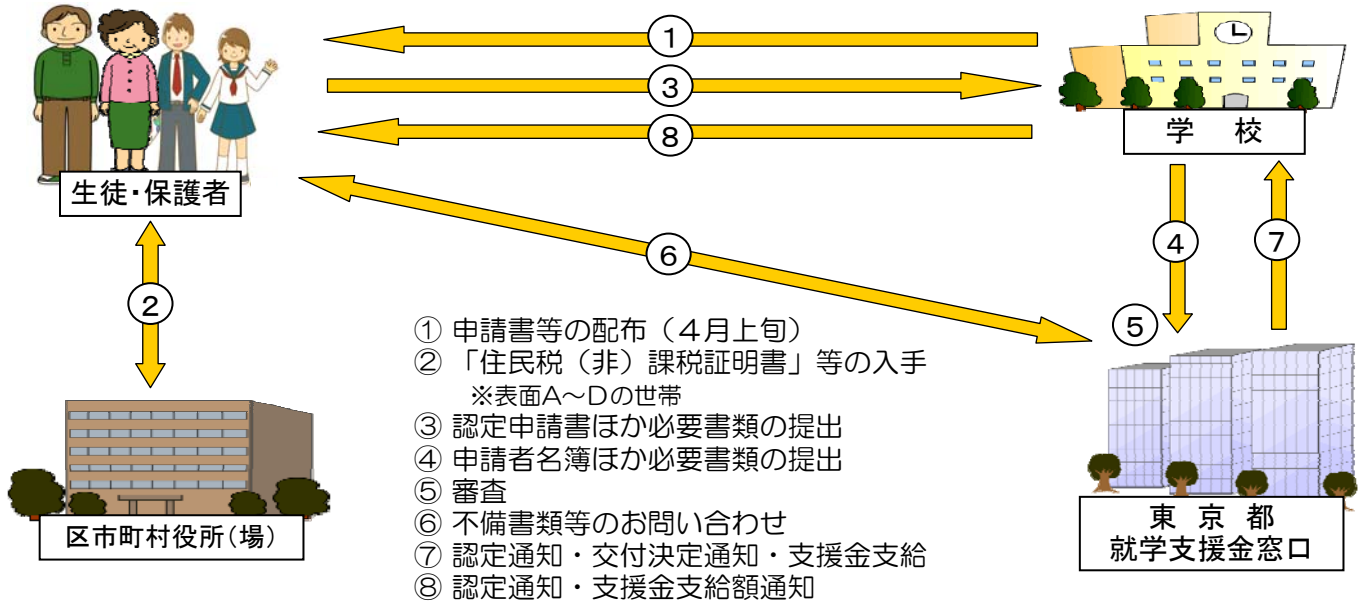
対象世帯区分		支給額（月額）
A	生活保護世帯	19,800円 <年額237,600円>
B	住民税が非課税の世帯	
C	住民税が均等割のみの世帯	
D	住民税所得割額のうち、市区町村民税額が18,900円未満の世帯	14,850円 <年額178,200円>
E	その他の世帯	9,900円 <年額118,800円>

※ B～Dの世帯については、平成21年度の課税額によって4月から6月までの、平成22年度の課税額によって同7月以降の支給額が、それぞれ決まります。

※ 表に掲げた支給額は1ヶ月当たりの支給上限額であり、授業料がこれを下回る時は、支給額＝授業料額となります。

※ 支給額欄中< >で表示した年額は、生徒が1年間通して学校に在籍した場合に支給される金額です。

申請から支給までの流れ（イメージ）



申請に必要な書類一覧

必要な書類	対象世帯区分 (表面参照)					発行機関
	A 生活保護	B 非課税	C 均等割	D 一定額未満	E その他	
1 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」	○	○	○	○	○	申請者記入
2 「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」	○	○	○	○	—	申請者記入
3 「生活保護受給証明書」 生徒と保護者が生活保護の対象となっている旨の記載があり、 申請日前3ヶ月以内の発行のもの	○	—	—	—	—	福祉事務所
4 「住民税課税（非課税）証明書」（所得等を証明する書類） 扶養人数の記載があり、申請日前3ヶ月以内の発行のもの * 「源泉徴収票」「特別徴収税額通知書」「納税通知書」では受付 できません。 * 申請者の保護者（主たる生計者）とその配偶者の2人ともに所得 がある場合、自営業で配偶者が事業専従者の場合は、主たる生計 者だけでなく、配偶者の「課税（非課税）証明書」も必要です。	—	○	○	○	—	区市町村 役所(場)

- ※ 2、3、4は、年2回（4月及び7月）の提出が必要です。このうち4については、
 ア. 前年度の課税額がB～Dに該当する場合、4～6月の支援金が支給されます。
 この場合、「平成21年度住民税課税（非課税）証明書」が必要です。《4月提出》
 イ. 今年度の課税額等がB～Dに該当する場合、7～翌3月の支援金が支給されます。
 この場合、「平成22年度住民税課税（非課税）証明書」が必要です。《7月提出》

- ※ 2・3・4はA4サイズの封筒に封入のうえ、学校に提出してください。その際、右の「チェックラベル」に必要事項を記入のうえ、封筒の表面に貼付してください。なお、具体的な提出方法や期限などについては、学校の指示に従ってください。

- ※ この制度において、東京都が収集する生徒や保護者等の個人情報については、就学支援金の支給に関する業務以外の目的で使用することはありません。
 なお、当該業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

☆切り取って「チェックラベル」として、封筒に貼ってください。

学校名 _____

生徒氏名 _____

電話番号 _____

キ
リ
ト
リ
線

(※日中、保護者の方と連絡がとれる電話番号を記入のこと。)

*必ず確認のうえ、□にチェックしてください。

□「加算支給届出書」は入っていますか？

□「住民税(非)課税証明書」等が入っていますか？